

令和6年度保険料 免除申請の受付開始

●問い合わせ 役場住民課 住民係 ☎096(293)3112

経済的理由や災害などで保険料を納めることが困難なときは、保険料の全額か一部の納付が免除される場合があります。

令和6年度保険料と受給額

	保険料	老齢基礎年金 の受給割合
全額免除	0円	8分の4
4分の3免除	4,245円	8分の5
半額免除	8,490円	8分の6
4分の1免除	12,735円	8分の7
全額納付	16,980円	8分の8

- 対象 本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の人
- 免除期間 7月～翌年6月
- 必要なもの 免許証などの身分証明書
失業の場合…離職票、雇用保険被受給者証

■保険料の猶予制度

納付猶予 ……50歳未満の人で国民年金保険料を納めるのが困難な人は、申請をして承認されると、保険料を納めることを猶予します。

■「免除・猶予・特例」と「未納」の違い

①老後の年金に反映

免除・猶予・特例の全ての期間が、老後の年金である老齢基礎年金を受給するための資格期間に反映します。

②老後の年金額に一部算入

免除期間は、減額しますが老齢基礎年金額の計算に算入します。猶予期間は算入しません。

③障害・遺族年金も保障

免除・猶予・特例の全ての期間を、国民年金から支給される障害基礎年金と遺族基礎年金を受給するための資格期間に入れることができ、万一の場合に満額保障します。

■「追納制度」があります

免除された保険料は、10年以内であれば、後から納めることができます。
※免除した年度から2年経過した分は加算額を上乗せします。
追納を行う場合は、申し込みが必要です。詳しくは、年金事務所にご相談ください。

出張年金相談所をご利用ください ※予約制

毎月第3金曜日に年金事務所相談員による「出張年金相談所」を住民相談室で開設しています。

- 年金に関する問い合わせ 熊本西年金事務所 ☎096(353)0142 (自動音声案内「1」→「2」)
- 出張年金相談所の予約 役場住民課 住民係 ☎096(293)3112



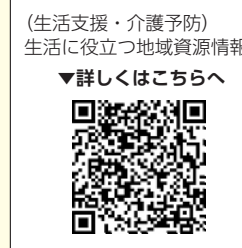
今から始める介護予防

●問い合わせ 町地域包括支援センター ☎096(292)0770

介護予防事業実施中！

町では、「健康づくり」「介護予防」「フレイル予防」のため、また「社会交流の機会」となるよう、各種介護予防事業を実施しています。気軽に参加して心身ともに健康で元氣なシニアライフを過ごしませんか？

事業	開催場所	開催時間
通いの場	地区の公民館や集会所	地区によって異なりますので、お問い合わせください。
介護予防型ミニデイふれあい事業		
太極拳教室	楽善ふれあいプラザ	毎月第1・第4火曜日 午後1時～午後3時
3B体操教室	楽善ふれあいプラザ 陣内地区公民館分館	開催場所によって異なりますので、お問い合わせください。

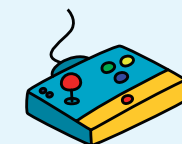


UDe- スポーツで つながる交流の輪

UDe- スポーツとは「ユニバーサルデザイン（どんな人でも使いやすいデザイン）」と「e スポーツ（オンラインゲームを使ったスポーツ競技）」を掛け合わせた造語です。

UDe- スポーツ特徴

- ・誰もが参加し楽しむことができる
 - ・ゲーム操作が簡単
 - ・オンライン交流により町外の通いの場や高齢者サロンなどのさまざまな人と交流ができる
- 町では UDe- スポーツの体験を希望される通いの場に対して体験会を予定しております。



支援

「高齢者の運転免許証の自主返納」を支援します

●問い合わせ 役場 防災交通課 ☎096(285)5006



大津町では、高齢者の運転による交通事故の減少を目的として、令和6年7月1日から、運転免許証を自主返納された人へ支援を行います。

1 対象者

対象者は、以下のすべてに該当する人です。

- (1) 運転免許証の自主返納日において、大津町の住民基本台帳に記載されている満年齢65歳以上の者であること。
- (2) 2019年4月1日以降に運転免許証を自主返納または、運転免許証の更新をしなかったため失効となった人で、公安委員会からの運転免許取消通知書または運転経歴証明書の交付を受けていること。
- (3) 町税を滞納していないこと。

2 支援内容

支援の内容は、以下のとおりです。ただし、申請時に運転経歴証明書の交付を受けていない場合は、(2)および(3)のみの支援となります。

- (1) 運転経歴証明書の交付に係る申請手数料に対する補助金1,100円
 - (2) 県内のほとんどのタクシーで利用できるタクシー利用券10,000円分を1回限り交付
 - (3) バスICカード5,000円分(保証料500円を含む)を1回限り交付
- ※(2)および(3)は交付を受けた本人の利用に限ります。

申請方法など、詳しくは役場防災交通課へお問い合わせください。

詳しくはこちら▶

